

文部科学省

【学校用務員職場】

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。
2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多く、施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置を行うこと。◎
3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。
4. 近年の記録的高温が続く中、屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることから、用務員の熱中症アラートに対する対策を明確にしたうえで、取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。◎
5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。

厚生労働省

1. 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。